

平成23年度 第4回金沢市入札制度評価委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成24年2月24日(金) 金沢市役所 第3委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 尾島 茂樹(金沢大学教授) 委員 川村 國夫(金沢工業大学教授) 委員 後藤 正美(金沢工業大学教授) 委員 米田 満(公認会計士)		
次第	1 開会 2 審議 (1) 審議事項 ア 工事等に係る入札及び契約手続きの運用状況等について (ア) 平成23年4月1日から平成24年1月31日までの期間の本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について (イ) 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について イ 委員があらかじめ抽出した工事等案件に係る業者選考等の経緯について(平成23年10月1日～12月31日) ウ 来年度に向けた課題等 エ その他 3 閉会		
抽出案件	5件		
工事	制約付き一般競争入札	2件	・ 平成23年度浅野2号幹線管渠築造工事 ・ 金沢市学校給食小立野共同調理場改築工事(空調工事)
	指名競争入札		該当なし
	随意契約	1件	・ 西部水質管理センター放流棟無停電電源装置等取替修繕工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	・ 桜橋耐震補強設計業務委託
	指名競争入札	1件	・ 窪・倉ヶ岳線道路改良工事に伴う測量業務委託
	随意契約		該当なし
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申	平成23年度の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、概ね適正に行われていると判断する。 来年度の改正については、別紙のとおりとする。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
金沢市総務局監理課
電話：076-220-2101

委員会からの意見は、以下のとおりであった。

- 1 総合評価方式において、見積期間の適正化を検討すること。また、現行の本市選定基準に基づき試行を継続し、国の抜本的見直しの動向を注視の上、総合評価方式のあり方について検討すること。
- 2 市内下請事業者活用への加点評価について、評価の基準となる活用率の見直しを検討すること。
- 3 落札制限の拡大について、対象範囲の拡大は入札の競争性を阻害する恐れがあるため、慎重に検討すること。
- 4 最低制限価格の算出方法について、本市の最低制限価格は緊急経済対策の結果、国よりも高く算出されているが、低価格での厳しい競争が続いていることから、今後も現行のとおり運用とし、最低制限価格の更なる引き上げについては慎重に検討すること。最低制限価格の端数処理（まるめ）は、抽選の増加や予定価格の事前公表制度に影響を与えるので慎重に検討すること。
- 5 建設コンサルタント業務の最低制限価格の算出方法及び予定価格の事前公表について、国や県との統一的な対応を検討すること。

なお、意見の詳細は次のとおり。

議題に対する質疑、委員からの意見及び提言

- 1 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等

(質問) 平成22年度と比較して、落札率が上昇している要因は何か。

(回答) 平成23年4月に最低制限価格の算出方法を改正し、一般管理費を国の基準よりも高い本市独自の基準に引き上げたためである。

(質問) 最低制限価格の算出において、一般管理費を国の基準よりも高い割合としている理由は何か。

(回答) 最低制限価格付近での落札が増加するなど、建設業界の厳しい受注状況を踏まえ、緊急経済対策として国の一般管理費の基準よりも高い割合としている。

(質問) 最低制限価格の算出において現場管理費が国の基準よりも低い割合になっているが、どのように考えているか。

(回答) 一般管理費を国の基準よりも高い割合にしていることで、本市の最低制限価格は国よりも高くなっている。工事事業者の利益確保と支出削減のバランスが重要と考えている。
- 2 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等

(質問) 制約付き一般競争入札と指名競争入札で落札率に差があるが原因は何か。

(回答) 制約付き一般競争入札と指名競争入札の入札結果によると差は1%程度で、事前に予定価格を公表していないことを考えると差があるとは考えていない。差がある業種、例えば設備設計については、制約付き一般競争入札が極端に低い落札率になった理由は、制約付き一般競争入札が3件執行されたが、そのうちの1件の競争が激しく落札率が低かったために一般競争入札全体の母件数が少ないこともあり、落札率が低く引上げられたものである。
- 3 来年度に向けた課題等について、各委員からの意見及び提言
 - (1) 総合評価方式について
 - ア 見積(質疑) 期間

見積期間の延長については、業者からの聞き取りの結果や他都市の状況も鑑み、5日間程度延長して見積期間を確保してはどうか。
 - イ 選定基準の見直し

工書の品質確保やダンピング受注の防止のため、総合評価方式の拡大が求められているが、国が総合評価方式についての抜本的見直しを検討しているため、国の動向を見て検討すべきである。
 - ウ 市内下請事業者の活用

下請事業者を市内事業者にすることを加点対象にした結果、下請けの価格競争が制限され価格が高止まりしたのではないかと、今年度の活用率を見ると、建築工事においては満点事業者が1/3に満たない。活用率の評価基準を下げることで市内業者優先と競争性の確保の両立が図られると考える。これらのことから、活用率の引き下げを検討すればどうか。
 - (2) 落札制限について

前回の臨時会において議論の上、本市の重要工事である8,000万円以上の工事でも制限することにした。さらなる拡大を求める声があるとも聞いているが、自由競争を阻害する落札制限は限定的にすべきであり、慎重に対応する必要がある。
 - (3) 最低制限価格について
 - ア 最低制限価格の算出方法

最低制限価格を上げてほしいとの要望があると聞いているが、本市基準は国よりも高い水準にあることから、市民の理解は得にくいと思われる。
 - イ 最低制限価格の端数処理（まるめ）

端数処理をすることで予定価格が千円単位であることとの整合性が保たれるが、一方で、最低制限価格周辺での価格競争が展開されている現状では、くじ引きの増加は避けられない。ひいてはくじ引き多発に対する対応策として予定価格の事後公表にもつながる。このことから、現行のとおり、円単位まで積算した価格を最低制限価格とするのが良いのではないかと。
 - (4) 建設コンサルタント業務について
 - ア 最低制限価格の算出方法、イ 予定価格の公表時期

最低制限価格を国、石川県と同様に個別設定とし統一的対応とすればどうか。このことでダンピング受注防止の強化にもつながると考える。また、最低制限価格の個別設定に伴い、工事と同様に予定価格の公表時期を事前公表とすることで、不祥事防止にもつながれると考える。

4 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯	
意見・質問	回答
<p>(1) 平成23年度 浅野2号幹線管渠築造工事</p> <p>ア 低入札価格調査基準価格未満で入札した業者について、価格を下回らなければ評価値はどうなるのか。</p>	<p>施工確認の点数30点が加算されるので、評価値が上がる。その結果、落札者の評価値を上回る可能性もある。金額が適正な範囲に留まらなかった結果であり、金額と技術評価点の双方を求めている総合評価の利点が出ていると考えている。</p>
<p>(2) 金沢市学校給食小立野共同調理場改築工事(空調設備工事)</p> <p>ア 入札額が僅差である一方、技術評価点は設問ごとにバラつきがある。原因はなにか考えられるか。</p>	<p>総合評価方式のうち技術提案型の各評価項目に対する提案を客観的に評価した結果であり、各者の技術提案力を反映したものと考えられる。</p>
<p>(3) 西部水質管理センター放流棟無停電電源装置等取替修繕工事</p> <p>ア 随意契約にふさわしい案件だったのか。</p>	<p>本件以外に西部水質管理センターに関係する工事で、今年は5件の工事の入札を行ったがいずれも一般競争入札で行っており、できるだけ一般競争入札で業者選考するように努めている。本件については、①無停電電源装置の取り換えについて周辺機器との連動関係を考慮したこと、②プラントが半地下式のため停止期間が長いと水を吐くことができない、等の理由から、随意契約によることが適当であったと考えている。</p>
<p>(4) 桜橋耐震補強設計業務委託</p> <p>ア 落札率が高くなった原因は何か。また、今後は業者の入札額が円単位になるのか。 イ 今後は予定価格は円単位になるのか。 ウ 入札参加資格を緩くして参加可能な業者を増やせないのか。</p>	<p>ア 本業務については、ダンピング受注をしてまで落札したいというほどの業務ではなかったと思われ、その結果、予定価格周辺での競争が展開され、落札率が高くなったものと考えられる。また、今後の事業者の動向はわからないが、予定価格の事前公表と最低制限価格の個別設定を導入することで、競争が激しい案件については円単位での入札はあり得ると考えている。 イ 予定価格に関しては、現行どおりである。 ウ 入札参加資格については、国・県の参加条件を把握し検討していきたい。</p>
<p>(5) 窪・倉ヶ岳線道路改良工事に伴う測量業務委託</p> <p>ア 予定価格から離れた額での応札が見受けられるが、その理由は何か。また、指名されて辞退した場合、罰則規定はあるのか。</p>	<p>指名を受けて辞退をすることについて、事業者によっては市に対して失礼なことと考えている方もいるようで、予定価格が事後公表であることから、落札する気がない場合に予定価格から離れた額で入札することもあるようである。また、指名されて辞退してもペナルティはない。なお、落札後に契約を結ばなかった場合はペナルティがある。</p>